

調布市資金管理運用の基本方針

1 目的

この基本方針は、会計管理者が管理する資金（歳計現金、歳計外現金、基金）を確実かつ効率的に管理運用し、もって健全な市政経営に資することを目的とする。

2 資金管理運用の基本原則

資金の管理運用は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、その他の法令によるほか、次に掲げる事項を原則とする。

(1) 安全性の確保

資金の元本保全を確実に担保する安全性確保を第一に管理運用を行う。

(2) 流動性の確保

資金需要に支障なく、迅速な現金化に対応できるよう流動性を確保した管理運用を行う。

(3) 有効性の向上

安全性、流動性を確保したうえで、より効率的な方法により管理運用を行い、収益を確保する。

3 管理運用する金融商品

管理運用の対象とする金融商品は、次に掲げる区分のとおりとする。

(1) 預貯金

ア 銀行又は信用金庫の預金 普通預金、定期預金（譲渡性預金含む。）

イ 農業協同組合の貯金 普通貯金、定期貯金（譲渡性貯金含む。）

ウ ゆうちょ銀行の貯金 通常貯金、定期貯金

(2) 債券

国債、地方債、政府保証債、地方公社債、地方公共団体金融機構債、財投機関債、民間債（公共性の高いものに限る。）

4 管理運用の方法

(1) 満期保有の原則

資金の管理運用を行う金融商品については、満期や償還期限があるものは、その期限まで保有することを原則とする。ただし、次に掲げる場合は、途中解約や売却ができるものとする。

ア 資金の安全性を確保する必要があるとき。

イ 日払い現金として緊急的に流動性の確保が必要となるとき。

ウ 安全性、流動性を確保したうえで、有効性の向上が見込めることが明白なとき。

(2) 分散運用の原則

資金の管理運用を行う金融商品については、資金投入先、投入額、償還時期等について、分散し、資金の安全性を確保する。

(3) 金融商品選択の原則

金融商品の選択については、次に掲げるものとする。

ア 歳計現金

歳計現金は、日々の支払に支障をきたさないよう、資金が全額保全される決済性普通預金で管理運用することを原則とする。ただし、残高に余裕がある場合は、1年を上限として定期預金（譲渡性預金含む）で運用する。

イ 歳計外現金

歳計外現金は、一時的に保管している現金であることから、管理運用は歳計現金と同様とする。

ウ 基金

基金は、その設置目的に基づく利活用を見据えつつ、普通預金、定期預貯金又は債券で管理運用を行う。ただし、定期預貯金又は債券での管理運用は、資金の安全性、流動性の確保が確実であるほか、各基金の残高、利活用方針、財政フレーム等に基づき、基金の活用に支障のない場合を原則とする。

(4) 金融機関

ア 金融機関の選択

定期預貯金の管理運用先である金融機関は、原則として、調布市指定金融機関、調布市指定代理金融機関及び調布市収納代理金融機関のうちから、次に掲げる事項を勘案し選択する。

(ア) 自己資本比率等の指標が、国際基準又は国内基準を満たしているもの。

(イ) 預金利率が有利であるもの。

(ウ) 市が借入れを行っている金融機関で、預金との相殺が可能であるもの。

イ 金融機関の経営状況の把握

定期預貯金の預入れ先金融機関については、安全性確保の観点から、自己資本比率、不良債権比率等の経営指標及び経営状況を把握する。

(5) 基金の管理運用

ア 定期預貯金の管理運用期間

基金の定期預貯金による管理運用は、5年を上限とする。

イ 債券の管理運用期間

基金の債券による管理運用は、安全性、流動性確保のため基本は10年とする。ただし、基金活用の時期及び金額を具体的に想定できる範囲内において、国債、地方債及び地方公共団体金融機構債での運用を条件とし、20年を上限とする。

ウ 債券の取得価格

債券の取得価格は、額面価格と同等以下（パー若しくはアンダーパー）とする。

エ 債券発行体の選定基準

3の(2)にあるもののうち、財投機関債、民間債については、金融庁に登録されているいずれかの信用格付け業者の債券発行体格付けにおいて、「A」以上のものとする。

なお、公共性の高い民間債の選択については、安全性確保の観点から、債券での管理運用総額の30%を超えない範囲で行うものとする。

オ 基金現金の一括運用

各基金に属する現金は、基金の活用に支障のない範囲で一括して管理運用できるものとする。

カ 運用収益の取扱い

各基金から生じた運用収益は、当該基金に積み立てることとする。

なお、一括運用する基金の運用収益は、当該基金の前年度末時点の残高の割合で按分し、年度末までに各基金に積み立てることとする。

キ 繰替運用

基金に属する現金を歳計現金として繰替運用（基金の現金を歳計現金として一時的に運用すること。）を行う場合は、次に定める手続きを行う。

(ア) 繰替運用が必要となった場合は、財政課と協議のうえ、会計管理者の判断で行う。

(イ) 繰替運用を行う場合は、繰替えを行う基金へ利子を支払う。

(ウ) 基金へ支払う利子は、繰替運用を行う日現在の調布市指定金融機関の普通預金の利率による。

ただし、運用期間が1月以上のときは、財政課と協議のうえ利率を定める。

ク 管理運用状況の報告・公表

基金の管理運用状況については、監査委員による例月出納検査及び基金の運用状況審査において報告するとともに、市ホームページにおいて公表する。

5 基本方針の見直し

この基本方針は、社会経済や市の財政状況等の動向により、必要に応じ適宜見直しを行う。

附則

この方針は、平成22年11月1日から施行する。

附則

この方針は、令和5年12月1日から施行する。